

三重県屋外広告物安全点検実施要綱

平成 30 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項第 6 号の規定について、実施細目を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において「点検」とは、目視点検をいう。

2 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。また、目視点検を実施しても安全性の判断ができない場合は、より詳細な点検を実施することにより広告物等の状態を確認すること。

(点検箇所及び点検項目)

第 3 条 規則第 9 条第 1 項に規定する「別に定める項目」は、別表に掲げる点検箇所及び点検項目を基本とし、広告物等の種類又は形状に応じて適宜増減すること。

(点検の実施状況がわかる書類)

第 4 条 規則第 9 条第 2 項に規定する「点検の実施状況がわかる書類」は、別表「屋外広告物安全点検記録」を基本とし、広告物等の種類又は形状に応じて適宜増減すること。

(点検を実施するために必要な知識を有するものとして知事が認めた者)

第 5 条 規則第 9 条第 5 項第 6 号に規定する「その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事が認めた者」は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が共催する屋外広告物点検技能講習修了者とする。

附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表

「屋外広告物安全点検記録」

広告物等の種類		広告板・広告塔・屋上広告・突出広告・サインポール・その他（ ）			
設置場所		〇〇市 区 町 丁目 番 号			
設置年月日		年 月 日		点検年月日 年 月 日	
管 理 者		氏 名			
		住 所			
		電話番号			
点 検 者		氏 名			
		住 所			
		電話番号			
		資格名称			
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無	改 善 の 概 要
上 部 構 造 ・ 基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき			有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			有 無	
支 持 部	1 鉄骨接継部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間			有 無	
	2 鉄骨接継部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			有 無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			有 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			有 無	
広 告 板 ・ 文 字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			有 無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光			有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損			有 無	
そ の 他	1 付属部材（※）の腐食、破損			有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷			有 無	
	3 その他点検した事項（ ）			有 無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引くこと。

注) 必要に応じ、裏面に点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。